

**現行：** 地域医療対策協議会の役割等が不明確  
 地域医療支援センターとの関係・役割分担も不明確

**見直し後：** 地域医療対策協議会の役割明確化・協議プロセスの透明化  
 地域医療支援センターとの関係・役割の明確化

## 地域医療対策協議会



**構成員** 都道府県、大学、医師会、主要医療機関等

**役割** 協議事項が具体化されていない  
 (医療従事者の確保(地域医療対策)のみ)

**協議の方法** 具体的な協議の方法は定められていない

**国のチェック** 協議内容に対する国のチェックの仕組みなし

## 地域医療対策協議会



**構成員** 都道府県、大学、医師会、主要医療機関、民間医療機関 等  
 ※ 議長は都道府県以外の第三者・互選、女性割合に配慮 等

**役割** 協議事項を法定

- ・キャリア形成プログラムの内容
- ・医師の派遣調整
- ・派遣医師のキャリア支援策
- ・派遣医師の負担軽減策
- ・大学の地域枠・地元枠設定
- ・臨床研修病院の指定
- ・臨床研修医の定員設定
- ・専門研修の研修施設・定員 等

**協議の方法**

- ・医師偏在指標に基づき協議
- ・大学・医師会等の構成員の合意が必要
- ・協議結果を公表

協議プロセスの透明化

**国のチェック**

- ・医師派遣先(公的、民間の別)等の医師の派遣状況について定期的に国がフォローアップ

法改正による見直し

関係・役割分担が不明確

都道府県が実施する医師派遣等の対策は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づいて行う(法律に明記)

## 地域医療支援センター (医師確保対策の事務の実施拠点)



**法定事務**

- ・都道府県内の医師確保状況の調査分析
- ・医療機関や医師に対する相談援助

**法定外事務**

- ・医師派遣のあっせん・調整(通知・予算)
- ・キャリア形成プログラムの策定促進(通知・予算)等

**協議の方法** 運営委員会で協議(構成員、協議内容等が、地域医療対策協議会と重複)

## 地域医療支援センター (医師確保対策の事務の実施拠点)



**法定事務**

- ・都道府県内の医師確保状況の調査分析
- ・医療機関や医師に対する相談援助
- ・医師派遣事務
- ・キャリア形成プログラムの策定
- ・派遣医師のキャリア支援・負担軽減 等

**協議の方法** 原則として、地域医療対策協議会に一本化  
 (地域医療対策協議会のWG等として存置可)